

議 案 第 4 1 号

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例を別紙のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の改正に伴い、本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定めるため。

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第2条 1日最大給水量が1,000立方メートルを超える専用水道に係る法第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定により条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号又は第2号の規定による卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (6) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、第1号に規定する課程及び学科目にあつては2年以上、第2号に規定する課程及び学科目にあつては3年以上、第3号に規定する課程にあつては5年以上、第4号に規定する課程にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校の卒業生にあつては4年以上、第3号に規定する学校の卒業生にあつては6年以上、第4号に規定する学校の卒業生にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校の卒業生にあつては5年以上、第3号に規定する学校の卒業生にあつては7年以上、第4号に規定する学校の卒業生にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 外国の学校において第7号に規定する学科目に相当する学科目を、第1号、第3号及び第4号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、第1号に規定する学校にあつては4年以上、第3号に規定する学校にあつては6年以上、第4号に規定する学校にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 外国の学校において第8号に規定する学科目に相当する学科目を、第1号、第3号及び第4号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、第1号に規定する学校にあつては5年以上、第3号に規定する学校にあつては7年以上、第4号に規定する学校にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (11) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (12) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (13) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者
- 2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道に係る法第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定により条例で定める水道技術管理者の資格は、前項の規定を準用する。この場合において、同項第1号から第12号までの規定による水道に関する技術上の実務に従事した経験を有しなければならない期間は、当該各号に定める年数の2分の1の年数以上（当該各号に定める年数が1年以上、3年以上、5年以上、7年以上又は9年以上の場合にあっては、それぞれ6月以上、1年6月以上、2年6月以上、3年6月以上又は4年6月以上）とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。